

①

平成25年度における地域包括支援センター
の設置方針について（案）

平成24年6月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

平成25年度における地域包括支援センターの設置方針について（案）

1. 平成24年度に未設置となっている住吉区西圏域については、平成25年度新地域包括支援センター設置に向けて公募
2. 平成22年4月に設置した11地域包括支援センター〔淀川区東部、東淀川区北部、東生野（生野区）、鶴橋（生野区）、放出・城東（城東区）、さきしま（住之江区）、住吉区北、住吉区東、矢田（東住吉区）、中野（東住吉区）、西成区北西部〕が平成25年3月末で委託期間が満了となるため公募
3. (1)大阪市では「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー基本方針（案）」により平成24年7月に「市政改革プラン」が策定される予定であり、競争性が働いていない随意契約については、原則公募の観点から見直しを図ることとされているため、24区社会福祉協議会が運営していた地域包括支援センターについて公募

(2)現在、西成区地域包括支援センターが担当するあいりん地域については、平成23年8月の市運営協議会で「西成区のあいりん地域を含む圏域の取扱いについては、地域特性や地域事情を考慮し、平成24年度においては現状のままとするが、今後も関係機関と十分連携、調整を行い、圏域の設定について検討を行う」との方針が確認されている。
よって平成24年8月に新たな区長就任後、西成特区構想等とも合わせて区・関係機関等と十分連携、調整を図り、圏域の設定等を検討し、市運営協議会での審議を予定

(参 考)

地域包括支援センターの増設経過（概略）

平成20年11月 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会

今後の地域包括支援センターのあり方について

【今後のあり方と具体的な進め方】

（略）平成21年度においては、高齢者人口の多い区において、地域包括支援センターを複数設置する。

平成22年度以降、複数設置した効果や課題の検証を踏まえて、地域包括支援センターを段階的に整備する。

平成21年3月 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成21年度～23年度）策定

II 重点的な課題と取組み

2 高齢者の地域支援体制の構築

エ 地域包括支援センターによる地域包括ケア体制の充実

（略）今後の高齢者人口の増加を見据えて、地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）のあり方について設置か所数を含めた検討が必要となってきています。現行の行政区に1か所の地域包括支援センターでは、区によってはその役割・機能を十分果たすことが困難な状況も生じており、高齢者人口に応じた設置か所数とするなど、より身近な圏域において専門職による支援や関係機関が連携・協働するネットワークづくりが可能となるよう、「評価部会」等において、地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）の取組み状況の検証を行いながら、地域特性も踏まえて段階的な整備を進めます。

平成21年4月 高齢者人口が4万人を超える平野区で2箇所、西成区で1箇所、先行的に地域包括支援センターを増設（計27箇所）

平成21年7月 第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会

今後の地域包括支援センターの設置方針について

3 今後の進め方について

(略) 高齢者人口の多い区・圏域から段階的に複数設置を進めながら、その効果や課題等についても並行して検証を進めていくこととし、平成24年度当初に複数化が完了することを目指して、平成23年度中には市全域の圏域設定を確定していく。

4 平成22年度の設置方針

(略) 高齢者人口が概ね3万人を超える区・圏域において複数設置を進める。

(略) 隣接する中学校区2箇所から3箇所をまとめて、高齢者人口が概ね1万人前後となるよう圏域を設定する。

6 ブランチについて

当面、既存のブランチについては、新たに導入した評価の仕組みも活用して身近な総合相談窓口としてその役割を果たしていくこととし、順次設置されていくこととなる新しい地域包括支援センターの取り組み状況を平成21・22年度で検証しながら、平成23年度を目途にあり方を決定していく。

平成21年9月 第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会

新設された地域包括支援センターに関する効果や課題等の検証について

4 アンケート調査のまとめ

(略) 開設から4ヶ月余りの段階での調査ではあったが、包括の複数体制は概ね受け入れられているものと判断できる。

今回の調査で明らかとなった課題等については、今後複数化を進めていく中で整理を図っていく。

新たな地域包括支援センターの設置について

1 設置区及び圏域について

(略) 平成22年度については、淀川区、東淀川区、生野区、城東区、住之江区、住吉区、東住吉区及び西成区の8区において別添のとおり新しい圏域を設定し、新たな地域包括支援センターを設置する。

平成21年12月 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会

1 1箇所の新設圏域を担当する地域包括支援センター運営受託候補者を選定

平成22年4月 淀川区ほか8区で計11箇所地域包括支援センター増設(計38箇所)

平成22年7月 第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成23年度における地域包括支援センターの設置方針について

2 平成23年度の設置方針

(略) 高齢者人口が概ね2万人を超える区・圏域を対象に新たに地域包括支援センターを設置していくことを基本とする。

地域包括支援センター複数化の効果と課題等の検証について

1 (4) アンケート調査のまとめ

新包括の積極的な取組みもあり、包括の複数体制については地域に受け入れられていると判断できる。

今後もサービスの質を担保しながら段階的な増設を進めていく。

平成22年9月 第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会

新たな地域包括支援センターの設置について

1 設置区及び圏域について

(略) 平成23年度については、北区、都島区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区、城東区、鶴見区、阿倍野区、住之江区、平野区及び西成区の13区において別添のとおり新しい圏域を設定し、新たな地域包括支援センターを設置する。

平成22年12月 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会

16箇所の新設圏域を担当する地域包括支援センター運営受託候補者を選定

(※阿倍野区1圏域は事業者から応募がなく、増設を見送ることとなった。)

平成23年4月 北区ほか12区で計16箇所地域包括支援センター増設(計54箇所)

平成23年8月 第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成24年4月に向けては、高齢者人口が2万人を超える圏域については全て新たな圏域を設定し増設を図ることとし、2万人未満の圏域についても、それぞれの実情を踏まえ、一部新たな圏域を設定し、地域包括支援センターを増設することとする。

今後の具体的な圏域設定については、関係区と調整を図り、次回の運営協議会でご審議願う予定であるが、現在11区12箇所程度を想定している。

平成23年9月 第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成24年度については、此花区、中央区、大正区、東淀川区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、阿倍野区、住吉区及び東住吉区の11区において、新しい圏域（12圏域）を設定し、新たな地域包括支援センターを設置する。（此花区南西部、中央区北部、大正区北部、東淀川区中部、東成区北部、生野区異、城東区董・鯉江東、鶴見区南部、阿倍野区北部、阿倍野区中部、住吉区西、東住吉区東住吉）

平成23年12月 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会

選定部会から受託候補者について報告を受け、平成23年12月12日に開催した運営協議会での議を経て、受託予定法人を決定。15圏域（12圏域及び受託機関満了の3法人担当の3圏域）のうち、新圏域1を除く14圏域が決定。よって、11圏域を増設した。

平成24年4月 此花区ほか10区で計11箇所地域包括支援センター増設（計65箇所）